

別紙1 植栽概要

公園名	福津市総合運動公園	久末総合公園	あんずの里運動公園	宮の元公園	本木川自然公園
公園種別	運動公園	総合公園	公園	街区公園	公園
完成年	平成4年	平成6年	昭和63年	平成2年	平成10年
管理面積	15.20ha	24.60ha	13.50ha	0.88ha	5.00ha
植栽概要					
<b>芝地</b>	<b>約51,000m<sup>2</sup></b>	<b>約7,000m<sup>2</sup></b>	<b>約9,000m<sup>2</sup></b>		<b>約20,000m<sup>2</sup></b>
	野球場 約9,000m <sup>2</sup> 芝広場 約12,000m <sup>2</sup> その他 約30,000m <sup>2</sup>	多目的広場周辺 約2,000m <sup>2</sup> 事務所周辺 約1,000m <sup>2</sup> 野球場外周 約4,000m <sup>2</sup>	芝広場 約5,000m <sup>2</sup> 多目的グラウンド周辺 約2,000m <sup>2</sup> 野球場外周 約2,000m <sup>2</sup>		太陽の丘 約5,000m <sup>2</sup> その他 約15,000m <sup>2</sup>
<b>高木</b>	<b>約380本</b>	<b>約400本</b>	<b>約3,980本</b>	<b>約55本</b>	<b>約660本</b>
	サクラ 約150本 クス 約50本 ケヤキ 約30本 ヤマモモ・ナンキンハゼ等 約150本	サクラ 約280本 ケヤキ 約20本 クス・クロガネモチ等 約100本	アンズ 約2,500本 クヌギ 約1,000本 サクラ 約130本 クス・ケヤキ・イチヨウ等 約350本 自然観察園内(タブ・クヌギ) 約3,500本	サクラ 約15本 ケヤキ 約15本 センダン・ナンキンハゼ・カシ等 約25本	サクラ 約240本 スギ 約240本 ウメ 約130本 メタセコイア 約50本 クロガネモチ・モミジ・ケヤキ・クヌギ等 約280本
<b>中木</b>	<b>約630本</b>				
	ツバキ・ウメ・モミジ等 約630本				
<b>カイヅカ生垣</b>		<b>約230m</b>		<b>約40m</b>	
<b>低木類</b>					
	ツツジ・レッドロビン・アベリア等	ツツジ・サザンカ等	ツツジ・サザンカ・シャリンバイ等	ツツジ・アベリア等	ツツジ・レッドロビン・アベリア等

## 別紙2 業務実施基準

※本表は最低限の仕様を示したものであり、仕様を上回る水準が提案された場合は提案書に示された水準による管理とする。

		業務の内容		頻度等			
大分類		概要		小分類	数量・範囲	頻度	備考
公園全般の管理運営	ア	平等利用の確保	利用者の平等・公平を図る。	—	—	—	
	イ	職員体制の確立	業務に支障のないよう、窓口には常時1名以上の施設全般を把握している職員を配置し、運営に当たる。土・日曜日及び祝日については2名以上配置する。管理運営の質の確保のため、業務に精通した職員を確保する。	—	—	—	
	ウ	利用者等のニーズの把握	利用者や地域住民のニーズを的確に把握し、質の高いサービス提供等、施設の管理運営への反映を図る。	窓口等による利用者満足度調査の実施	—	随時	
	エ	要望・苦情対応	迅速な対応を取り、適正な処理を行う。	意見集約・対応記録作成と報告	—	随時	
	オ	情報提供	市民にイベント開催時期等の施設情報を発信する。	—	—	随時	
	カ	研修の実施	職員の育成や管理運営に必要な研修を実施し、常にスキルアップを図る。	—	—	随時	
	キ	園内の巡回	園内を巡回し、施設の異常個所の発見や、不適切な利用を行っている者への指導を行う。 久末総合公園の修景施設(附属施設)である久末ダムについては、公園開園時間内の毎日4時間以上の巡視人員を配置すること。	—	—	毎日	
	ク	駐車場等の整理	目的外駐車や公園周辺道路への違法駐車対策及びイベント・大会等混雑時における駐車場等の整理を行う。	—	—	随時	
	ケ	行為の制限・禁止に関する連絡調整	公園の管理運営にあたっては、法・条例に従い適正な対応を図る。必要に応じて市との連絡調整を行う。	—	—	—	
	コ	利用の禁止・制限	公園の管理運営にあたっては、法・条例に従い適正な対応を図る。	—	—	—	
	サ	業務報告・連絡調整	日々の管理日誌の作成及び利用状況等の報告資料を作成する。業務処理や利用者対応状況の記録及び毎月の報告書を提出する。 事故・災害等緊急事態が発生した場合は迅速、適正な対応・処理及び報告を行う。 警報発令時等は警戒配備体制を整える。（「危機管理対応マニュアル」を参考）	管理日誌の作成・報告 業務処理状況の記録と報告 事故・災害時の対応 急病・犯罪等事故報告 自然災害時の警戒配備体制等	— — — — —	毎日 随時 随時 随時 随時	市への提出は月毎とする 市への提出は月毎とする 市への提出は都度行うこと 市への提出は都度行うこと 市への提出は都度行うこと
	シ	利便性の確保	公園利用者の利便性の確保を目的として、売店、自動販売機等を設置する場合は、設置に係る市への許可申請を行う。	—	—	—	許可申請は設置予定日の1月前までに行うこと
	運動施設の管理運営	ア	利用の許可・受付・予約管理	窓口にて利用許可に係る事務を行う。当日の利用受付にあたっては、予約一覧表を毎朝作成し、利用者の来園に備える。（「受付業務マニュアル」を参考）	利用の許可 利用の受付 予約管理	— — —	随時 随時 随時
イ		利用料金の徴収・還付・減免	窓口にて利用料金の徴収を行う。必要に応じて利用料金の還付を行う。利用料金の減免対応については、福津市公園条例による。	利用料金の徴収 利用料金の還付 利用料金の減免	— — —	随時 随時 随時	
ウ		大会等実施における協議・調整	公園管理者として必要備品の準備、他の利用者への案内や安全確保等について配慮するとともに、大会主催者と協議・調整を行う。	—	—	随時	
エ		大会等実施実績は募集要領（資料）を参照					
提案	ア	事業の実施(利用促進方策)	施設の利用促進のための事業の実施や施設の運営等について、市に対して提案することができる。	—	—	随時	
	イ	その他公園の運営に関する事項		—	—	随時	

別紙2 業務実施基準

※本表は最低限の仕様を示したものであり、仕様を上回る水準が提案された場合は提案書に示された水準による管理とする。

		業務の内容	頻度等				
大分類		概要	小分類	数量・範囲	頻度	備考	
清掃・点検等施設の維持管理	ア	管理事務所の管理	施設及び設備は日常的な点検を行い、正常に保持する。状況に応じて部品交換や施設の補修・修繕を行う。電気掃除機を使用して塵を除去する日常清掃のほか、定期清掃として移動できる什器類は移動し、壁や什器類に付着しないよう床ワックスがけを行い、窓ガラスは両面とも洗剤等で汚れを落とす。照明器具・ブラインドは布等で除塵清掃する。	点検	各施設	毎日	
			修繕	随時			
			鍵施錠・開錠	毎日			
			日常清掃	毎日			
			定期清掃	2回/年			
	イ	トイレの管理	便器、手洗い器等は、洗剤をつけたスポンジ類で汚れを取り除き臭気は残らないようにする。排水管と第1番目の汚水桝に汚物等が詰まっていないか点検する。床は塵を除去した後、洗剤を使用してデッキブラシで磨き、汚れを十分に落としてから水洗いする。水洗いを行った後は水気を残さないようにする。トイレトペーパー・防臭剤・水石鹸等衛生材料は常時あるように補充する。状況に応じて部品交換や施設の補修・修繕を行う。	点検	各施設	1回/日	
				修繕		随時	
				鍵施錠・開錠		毎日	
				清掃		毎日	
				ペーパー交換		随時	
	ウ	水飲み場・手洗場の管理	日常的に清掃・点検を行い、常に衛生的に保たれるようにする。状況に応じて施設の補修・修繕を行う。	清掃・点検	—	毎日	
				修繕	—	随時	
	エ	親水場の管理	噴水・壁泉・池を随時清掃・点検を行い、水に親しめる環境を整える。状況に応じて施設の補修・修繕を行う。 ※本木川自然公園のじゃぶじゃぶ池については、7・8月において点検・清掃を週1回実施すること。	点検	—	毎日	
噴水・壁泉の清掃				—	1回/月		
池の清掃				—	3回/年		
			修繕	—	随時		
オ	園路・広場等の管理	園路舗装、擁壁、法面、広場等について日常的に点検を行い、状況に応じて施設の補修・修繕を行う。園路・広場等のゴミを拾い、ビニール袋に入れて集積する。特に汚れている場所は熊手、竹箒等で清掃する。	点検	—	随時		
			清掃	—	毎日		
			修繕	—	随時		
カ	ベンチ・野外卓・東屋の管理	施設及び設備は日常的な点検を行い、正常に保持する。状況に応じて部品交換や施設の補修・修繕を行う。	点検	—	毎日		
			修繕	—	随時		
キ	遊戯施設の管理	遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針【国土交通省】」及び「遊具の安全に関する基準【(一社)日本公園施設業協会】」に基づき安全点検及び定期点検を実施し、異常が確認された場合には、事故未然防止のための初動対応、応急処置、補修・修繕を行い、その結果を業務報告書(月別)等により報告すること。	日常点検	—	毎日	定期点検は指針・基準に定められた有資格者による	
			定期点検	—	1回以上/年		
			修繕	—	随時		
ク	柵・排水溝の管理	側溝・集水桝等の性能を回復するため、溜まったゴミや土砂等は取除く。落葉期間に外周道路の落ち葉を清掃する。側溝目地離れ等の異常が確認された場合には、応急処置、補修・修繕を行う。	点検	—	1回/月		
			清掃・修繕	—	随時		
ケ	作業用具の手入れ	用具入れや倉庫等は常に必要な手入れを施し、整理整頓をする。	日常管理・整理整頓	—	随時		
コ	駐車場・駐輪場の管理	日常点検・清掃及び大会開催時の利用者整理等を行う。目的外駐車や公園周辺道路への違法駐車対策を行う。放置自転車及び放置車両については、盗難届け及び防犯登録を所管の警察署に確認後報告する。	日常点検・清掃	—	毎日		
			閉鎖時間告知看板の交換	—	毎日		
			違法駐車対策	—	随時		
			放置自転車届出事務	—	随時		

別紙2 業務実施基準

※本表は最低限の仕様を示したものであり、仕様を上回る水準が提案された場合は提案書に示された水準による管理とする。

		業務の内容		頻度等			
大分類		概要		小分類	数量・範囲	頻度	備考
清掃・点検等施設の維持管理	サ	機械警備	閉園時間における夜間警備を実施する。	機械警備	各施設	毎日	
	シ	各施設の保守点検	関係法令の基準等に基づき点検を実施し、施設の状況を把握する。点検により異常が確認された場合には、応急処置、補修・修繕を行う。時計については、毎日時報等で確認し、正確性を保つ。	建築物保守点検	各施設	1回/年	建築保全業務仕様書（国土交通省）に基づく有資格者点検
				消防設備点検	福津市総合運動公園、宮の元公園	1回/年	消防法に基づく、防火対象物及び消防用設備報告
				自家用電気設備点検	福津市総合運動公園	1回/月、1回/年	電気事業法定点検、325kVA
				浄化槽設備点検	久末総合公園、本木川自然公園	1回/月、1回/年	浄化槽法定点検
				園内灯の点検	各施設	随時	照明柱等の点検は1回/年実施
				放送設備の点検	各施設	随時	
				時計台の点検	各施設	随時	
			各施設の修繕	—	随時		
	ス	久末ダムの安全点検	ダム用地及び外周市道について日常的に安全点検を行う。状況に応じて、草刈り・立竹木の伐採・倒木、枯損木、枯枝、危険枝等の撤去を行い、道路上で異変が見られる場合は速やかに道路管理者へ連絡を行う。外周市道のゴミを拾い、ビニール袋に入れて集積する。特に汚れている場所は熊手、竹箒等で清掃する。※久末ダム周回道路は市道であるため、指定管理期間にて市道管理協定締結を行う。	外周柵の安全点検	久末総合公園	随時	
立入り者確認、注意喚起				随時		立入禁止（つり含む）	
施錠確認				随時			
外周市道の安全点検・通報				随時			
水位状況確認				1回/月		計測仕様書あり	
草刈り・立竹木伐採・倒木等撤去				随時			
ア	野球場の管理	日常管理及び定期整備を行う。状況に応じて部品交換や施設の補修・修繕を行う。利用者が快適に利用できるように、施設の状態には常に気を配り、適正な管理を行う。冬期整備については、休場期間中に内野部分について行う。	点検・修繕	各施設	随時		
			ライン引き・トンボがけ		随時		
			晴天時の水撒き		随時		
			不陸整正		1回/年		
			黒土・砂補充及び転圧		随時		
			観客席の清掃		随時		
			芝刈り（随時）		1回/4回/年	夏季は3回/月程度	
			芝生のバーチカット・目土		2回/年		
イ	テニスコートの管理	日常管理及び定期整備を行う。状況に応じて部品交換や施設の補修・修繕を行う。利用者が快適に利用できるように、施設の状態には常に気を配り、適正な管理を行う。	点検・修繕	各施設	随時		
			砂補充（随時）	福津市総合運動公園、久末総合公園	随時	オムニコート	
			コートへのブラシがけ	福津市総合運動公園、久末総合公園	1回/月	オムニコート	
			グリーン砂補充（随時）	あんずの里運動公園	随時	クレーコート	
			塩化カルシウム散布	あんずの里運動公園	随時	クレーコート	
			散水・ローラー転圧	各施設	1回/月	クレーコート	

別紙2 業務実施基準

※本表は最低限の仕様を示したものであり、仕様を上回る水準が提案された場合は提案書に示された水準による管理とする。

大分類		業務の内容 概 要	頻度等			
			小分類	数量・範囲	頻度	備考
運動施設の維持管理	ウ	弓道場の管理 施設及び設備は日常的な点検を行い、正常に保持する。状況に応じて部品交換や施設の補修・修繕を行う。電気掃除機を使用して塵を除去する日常清掃のほか、定期清掃として移動できる什器類は移動し、壁や什器類に付着しないよう床ワックスがけを行い、窓ガラスは両面とも洗剤等で汚れを落とす。照明器具・ブラインドは布等で除塵清掃する。	点検・修繕	福津市総合運動公園	随時	
			鍵施錠・開錠		毎日	
			日常清掃		毎日	
			定期清掃		4回/年	
			床ワックスがけ		1回/年	
	ウ	多目的グラウンドの管理 日常管理及び定期整備を行う。状況に応じて部品交換や施設の補修・修繕を行う。利用者が快適に利用できるように、施設の状態には常に気を配り、適正な管理を行う。	点検・修繕	各施設	随時	
			転圧		2回/年	
			晴天時の水撒き		随時	
			不陸整正		2回/年	
	ウ	アーチェリー場の管理 利用者が快適に利用できるように、施設の状態には常に気を配り、適正な管理を行う。状況に応じて部品交換や施設の補修・修繕を行う。	点検・修繕	福津市総合運動公園	随時	
たたみ・シート張り替え			1回/年			
ウ	相撲場の管理 利用者が快適に利用できるように、施設の状態には常に気を配り、適正な管理を行う。	点検	福津市総合運動公園	随時		
		土俵整備		随時		
樹木等の育成管理	ア	樹木の管理 剪定の方法及び分量を決め、適切な管理を行う。植込み地内での作業では枝の損傷に注意し、花木類剪定は花芽分化の時期に注意する。倒木、枯損木、枯枝、危険枝、支障枝、病害枝、倒れやすい樹種の状態や病虫害の早期発見のために、随時植栽点検を行う。散布する薬剤は、農業取締法上で人畜無害及び魚毒性の低いもので、腐食性・引火爆発性のない安全性の高いものを使用し、関係法令に従って実施する。散布予定薬剤については、事業計画で明確にし、市の承認を経て使用すること。あんずの木の管理について、効率的且つ安定したあんずの実の収穫を確保できる剪定や維持管理手法について提案すること。	剪定（高木）	—	随時	
			剪定（中木）	—	随時	
			刈込（低木・たま物・生垣）	—	4回/年	雑木・低木
			枯損木の撤去	—	随時	
			病虫害防除	—	随時	
			あんずの実収穫	—	随時	
			あんずの木防除	—	随時	
			植栽点検	—	随時	
	イ	芝地の管理 施肥については、肥料法に基づく登録証明書、成分表の写しを添付し指定量を均一に撒く。芝刈りについては、石の飛散に注意し刈りむらのないよう均一に行う。散布する薬剤は、農業取締法上で人畜無害及び魚毒性の低いもので、腐食性・引火爆発性のない安全性の高いものを使用し、関係法令に従って実施する。散布予定薬剤については、事業計画で明確にし、市の承認を経て使用すること。	追肥・バーチカット・目土	—	1回/年	
			エアレーション	—	1回/年	
			芝刈り（随時）	—	1 4回/年	夏季は3回/月程度
	ウ	その他園内の管理 樹木や施設の損傷に注意しつつ、刈り残しやムラのないよう均一に刈り込み、つる性雑草も除去する。発生材は園内処理の場合、毎日所定の箇所集積し、草刈り後は園路等に散乱した草の清掃等を行う。	病虫害防除	—	随時	
			草刈（機械）	—	3回/年	
施設管理注意事項	ア	ドクターヘリ対応 「ドクターヘリ対応マニュアル」に基づき、ドクターヘリの対応を行う。	着陸諾否の照会	福津市総合運動公園、あんずの里運動公園	随時	特別な資格は必要ない
			園内一斉放送		随時	
			救急車の出入口の確保		随時	
			芝生広場内の危険物・飛散物の除去		随時	
			利用者の安全の確保		随時	

別紙2 業務実施基準

※本表は最低限の仕様を示したものであり、仕様を上回る水準が提案された場合は提案書に示された水準による管理とする。

		業務の内容		頻度等			
大分類		概要		小分類	数量・範囲	頻度	備考
注 意 事 項	イ	堂ノ浦池の清掃共 助対応	あんずの里運動公園運動公園に隣接する堂ノ浦池について、地元区や農事区関係にて堆積土の除去や清掃を行う際に協力して行う。	清掃	あんずの里運 動公園	随時	数年に1回程度
				堆積土の除去		随時	
				草刈（機械）		随時	

別紙3 浄化槽概要

	福津市総合運動公園 (なまずの郷)	久末総合公園 (みずがめの郷)		あんずの里運動公園	宮の元公園	本木川自然公園 (ほたるの里)					
設置場所	公共下水道接続済	管理棟	テニスコート	公共下水道接続済	公共下水道接続済	管理棟	公衆便所①	公衆便所②	公衆便所③		
処理方式		単独浄化槽 分離接触ばっ 気+3次処理	単独浄化槽 分離接触ばっ 気+3次処理			単独浄化槽 分離接触ばっ 気+3次処理	単独浄化槽 分離接触ばっ 気+3次処理	単独浄化槽 分離接触ばっ 気+3次処理	単独浄化槽 分離接触ばっ 気+3次処理	単独浄化槽 分離接触ばっ 気+3次処理	単独浄化槽 分離接触ばっ 気+3次処理
規模		100人槽	10人槽			6人槽	100人槽	100人槽	100人槽	100人槽	
法定検査		法11条	法11条			法11条	法11条	法11条	法11条	法11条	法11条
		県9条				県9条	県9条	県9条	県9条	県9条	
		通常12回	通常12回			通常12回	通常12回	通常12回	通常12回	通常12回	
消耗品交換 余剰汚泥 清掃		エアフィル ター	エアフィル ター			エアフィル ター	エアフィル ター	エアフィル ター	エアフィル ター	エアフィル ター	エアフィル ター
		散気管	散気管			散気管	散気管	散気管	散気管	散気管	
	ブロワーダイ ヤフラム 14.4m <sup>3</sup>	ブロワーダイ ヤフラム 2.2m <sup>3</sup>	ブロワーダイ ヤフラム 2.0m <sup>3</sup>	ブロワーダイ ヤフラム 3.6m <sup>3</sup>	ブロワーダイ ヤフラム 余剰汚泥都度	ブロワーダイ ヤフラム 余剰汚泥都度	ブロワーダイ ヤフラム 余剰汚泥都度				